

印

(4) - 9

別添 2-2 (社会医療法人が関係書類を毎会計年度終了後3月以内に届け出る場合)
令和5年 6月30日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

茨城県日立市鮎川町2丁目8番16号
社会医療法人 愛宣会
理事長 加藤 貴史

決 算 届

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

記

救急医療等確保事業を行っている病院又は診療所		救急医療等確保事業の別
名 称	所 在 地	
ひたち医療センター	茨城県日立市鮎川町2丁目8番16号	救急医療

注1) 「救急医療等確保事業を行っている病院又は診療所」欄には、医療法第42条の2第1項第5号の基準に適合する病院又は診療所（指定管理者として管理する病院又は診療所を含む。）を全て記載すること。

注2) 「救急医療等確保事業の別」欄には、当該施設で行っている医療が、医療法第30条の4第2項第5号に掲げる医療（以下参照）のいずれに係るものであるかの別（当該施設で医療法第42条の2第1項第5号の基準を満たすものが複数ある場合は、その全て）を記載すること。

- 救急医療（精神科救急医療の要件を満たす場合は、「精神科救急医療」と記載すること。）
- 災害医療 ○へき地医療 ○周産期医療 ○小児救急医療



事業報告書

(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 社会医療法人愛宣会
 ① 財團 社團 (■ 出資持分なし 出資持分あり)
 ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
 ③ 基金制度利用 基金制度不採用
 注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ)について、該当する欄
 の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
- (2) 事務所の所在地 茨城県日立市鮎川町2丁目8番16号
 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載
 すること。
- (3) 設立認可年月日 昭和42年3月24日
- (4) 設立登記年月日 昭和42年3月30日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理事長	加藤 貴史	ひたち医療センター管理者
常務理事	後藤 重史	
理 事	梶山 隆範	
同	片桐 敏	
同	秦 博文	
同	村上 雅彦	
同	佐藤 忠夫	
同	瀬尾 文洋	
監 事	黒澤 清	
同	島崎 英男	

- 注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

[別紙]

様式 1

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
病院	ひたち医療センター	茨城県日立市鮎川町2丁目8番 16号	一般病床 223床 療養病床 50床

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
保育所の経営	茨城県日立市鮎川町2丁目6番 11号	よつば保育園

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考
不動産賃貸業	茨城県日立市鮎川町2丁目8番 16号	

(別紙)

様式 1

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和4年6月25日 2021年度事業報告、決算報告並びに監査報告について
相談役の選任について

令和5年3月25日 2023年度事業計画案及び予算案について
2023年度に支給する役員の報酬について
相談役の選任について

注) 以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

該当なし

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

該当なし

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

(7) その他

様式2

法人名：社会医療法人 愛 宣 会
所在地：日立市鮎川町2丁目8番16号

※医療法人整理番号

財 产 目 錄

(令和5年3月31日現在)

1. 資 产 额	4,216,748 千円
2. 负 債 额	3,409,810 千円
3. 純 資 产 额	806,938 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流動資産	1,374,923
B 固定資産	2,841,825
C 資産合計 (A+B)	4,216,748
D 負債合計	3,409,810
E 純資産 (C-D)	806,938

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(<input type="checkbox"/> 法人所有 <input type="checkbox"/> 貸借 <input checked="" type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に貸借))
建 物	(<input checked="" type="checkbox"/> 法人所有 <input type="checkbox"/> 貸借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に貸借))

法人名：社会医療法人 愛宣会
 所在地：日立市鮎川町2丁目8番16号

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
 (令和5年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	1,374,923	I 流動負債	446,281
現金及び預金	599,820	買掛金	122,521
事業未収金	543,114	短期借入金	39,500
貸倒引当金	△ 1,980	1年以内返済長期借入金	73,166
たな卸資産	20,132	未払金	84,992
未収補助金	209,449	未払法人税等	72
前払費用	986	未払消費税等	468
未収金	2,545	従業員預り金	16,512
その他の流動資産	857	預り金	72
II 固定資産	2,841,825	賞与引当金	106,165
1 有形固定資産	2,577,660	前受収益	2,813
建物	1,964,816		
構築物	30,609		
医療用器械備品	126,434		
その他の器械備品	24,365	II 固定負債	2,963,529
車両及び船舶	0	長期借入金	2,924,159
土地	431,436	退職給付引当金	17,370
		役員退職慰労引当金	22,000
2 無形固定資産	51,445		
借地権	34,680	負債合計	3,409,810
ソフトウェア	13,658		
その他の無形固定資産	3,107	純資産の部	
3 その他の資産	212,720	科 目	金額
有価証券	10,000	I 積立金	806,938
差入保証金	4,045	設立等積立金	5,000
長期貸付金	86,548	繰越利益積立金	801,938
敷金	1,525	II 評価・換算差額等	0
長期前払費用	1,526		
繰延消費税等	108,946		
その他の固定資産	130	純資産合計	806,938
資産合計	4,216,748	負債・純資産合計	4,216,748

法人名：社会医療法人 愛宣会

※医療法人整理番号

損益計算書

(単位：千円)

様式 5

法人名 社会医療法人愛宣会
 所在地 茨城県日立市鮎川町2-8-16

医療法人番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産総額 (千円)	事業内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- (注) 1 種類は法第51条第1項に定める関係事業者のうち該当する関係を記載する。近親者である場合には統括を記載する。
- 2 該当する取引がない場合には、「種類」欄に該当なしと記載する。(様式の提出は必要)

様式6

監事監査報告書

社会医療法人愛宣会
理事長 加藤 貴史 殿

私たちは、社会医療法人愛宣会の令和4会計年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 5年 6月 7日
社会医療法人愛宣会

監事 黒澤清

監事 鳥嶋菜果

独立監査人の監査報告書

令和5年6月13日

社会医療法人 愛宣会

理 事 会 御 中

監査法人 [REDACTED]

[REDACTED]
代表社員 [REDACTED]
業務執行社員 [REDACTED] 公認会計士 [REDACTED]

監査意見

当監査法人は、医療法第51条第5項の規定に基づき、社会医療法人 愛宣会の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの令和4年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これ

には、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。